

特別高等警察と「国家神道」

—近代国家のアポリアを踏まえて—

小島伸之

はじめに

平成二十四年に、特別高等警察(特高警察)と治安維持法を扱った研究者による新書がそれぞれ刊行された。特別高等警察に関する新書は、新資料に基づく特高警察の実証的研究を展開してきた荻野富士夫による『特高警察』(岩波新書)であり、治安維持法に関する新書は、中澤俊輔による『治安維持法—なぜ政党政治は「悪法」を生んだか』(中公新書)である。

同書において荻野は、特高警察の存在意義について、一九三〇年代前半までは「国家の警察」という役割が自覚されていたが、一九三〇年代後半からは「国体の本義」が「国家の警察」と並んで強調され、一九四〇年代には「国

体擁護」が最優先の事柄となったと述べる⁽¹⁾。このように特高警察の存在意義の時期的変遷を指摘しつつも、結論として、「特高警察とは何だったのか」という問題にあらためて向き合えば、戦前日本における自由・平等・平和への志向を抑圧統制し、総力戦体制の遂行を保障した警察機構・機能といえよう」とし、「その特高警察機構・機能の全面的発揮の末にもたらされたものは、敗戦と大日本帝国の崩壊であった」とする⁽²⁾。

一方、中澤は同書において、政党政治の全盛(一九二〇年代)、衰退(一九三〇年代)、消滅(一九四〇年代)という断絶的展開と治安維持法の拡大を関連付け、結論として「個人の言論を不当に抑圧することは方法を問わず許されない。そのような結社はやはり規制されるべきである」と治安維

持法の立法目的に理解を示すとともに、「国体」の定義が「漠然とし過ぎていた」という立法技術上の問題点に治安維持法の「悪法」性を求めている³⁾。

両者の主張は、準戦時下・戦時下ないし総力戦体制下における特高警察の活動・治安維持法の運用に、それ以前との質的画期を見るか否かについて対照的である。この点については、治安維持法の「現在定着しているイメージは、一九三〇年代後半から太平洋戦争末期に偏重しているともいえる」とする中澤の主張に、妥当性が存するように思われる。昭和十三年前後までの特高警察には、民主制（議会制）・個人の自由を全体主義的運動から守るという志向が見られるからである⁴⁾。

むろん荻野の主張するように特高警察の抑圧統制的性格は否定すべくもないが、一方でそのトータルな否定・批判に終始することは、「自由な人々には、「安全保障」と「自由」の両方がなければならぬ。この二つは対立しあう要素である。しかしながら、その一方がなければ他方もあり得ない」という自由民主主義社会のアポリアからの逃避にしかない。

さて、いずれにせよ昭和十年以降において特高警察が多くの宗教団体・宗教運動・宗教者の取締を行ったことは周知の事実であり、荻野と中澤も総力戦体制下・戦時下にお

ける特高警察の抑圧取締の強化や治安維持法の「膨張」を示す事例として位置づけている。これらの特高警察による宗教取締は、「ファシズム期」における「国家神道」による「宗教弾圧」としても語られてきているが、荻野も中澤も「国家神道」との関連性については特に触れていない。

特高警察研究・治安維持法研究と「国家神道」研究は、それぞれ重なる領域を扱いながらも、特高警察による宗教弾圧が「国家神道」といかなる関係にあるのかについては、先行研究においても詳細な検討が加えられてきたとは言えない状況にある⁶⁾。果たして特高警察と「国家神道」には、どのような関係があるのであろうか。本稿は、この問題について、検討を加えてみたい。

一、「国家神道」と「宗教弾圧」の語られ方

まず、戦前期における我が国の「国家神道」と「宗教弾圧」の関係が、如何に語られてきたのかについて整理しておく。例えば、昭和五十二年の津地鎮祭訴訟最高裁大法廷判決は、大日本帝国憲法（以下、帝国憲法）下の我が国の信教自由保障の状況について「国家神道に対し事実上国教的な地位が与えられ、ときとして、それに対する信仰が要請され、あるいは一部の宗教団体に対しきびしい迫害が加えられた等のこともあつて」と述べる。平成二十二年の砂川

政教分離訴訟最高裁大法廷判決では、藤田宙靖裁判官補足意見が「過去の我が国における国家神道下で他宗教が弾圧された現実の体験に鑑み」と述べている。

憲法学者の多くも同様の見解に立っている。例えば、長谷部恭男は「日本国憲法が政教分離の規定を定めている背景には、戦前の日本において神道が事実上の国教としての扱いを受け、国民の信教の自由を抑圧した歴史への反省がある」と述べており、辻村みよ子も、「神社神道が事実上の国教（国家神道）として、国から特権を受け優遇された。その反面、基督教や大本教など他の宗教が弾圧されたり冷遇されたりした⁽¹⁰⁾」としている。

実は、これらにおいて「国家神道」と「宗教弾圧」の関係は、微妙な表現で関連付けられている。津地鎮祭判決（あるいは）、砂川判決藤田補足意見（「国家神道下で」、辻村（その反面）の表現においては、「国家神道」と「他（の）宗教」に対する「迫害」「弾圧」「抑圧」「冷遇」の関係は「間接的」である。

また、「他宗教」の範囲も実は明確でない。村上重良によれば、「国家神道」は「神社神道と皇室神道を結合することによって成立した」とされるが、鑑みれば、明治十五年一月の「神官教導職の分離令」以降、上級神職であり官吏でもある神官・官国幣社の神官は「宗教と最も関係の深

い人生儀礼である葬儀には一切関与」できなくなった⁽¹²⁾。宗教的活動を政府（国家権力）によって禁止されるという点において、宗教活動の自由に対する制度的抑圧をもっとも直接的に受けたのは「神社神道」（の一部）であるという捉え方も可能なように思われ、そうであれば神社神道が神社神道を抑圧したことになるが、右の諸見解がこの点についてどう理解しているのかについては明らかではない。さらに、「大日本帝国憲法下」や「戦前」という長期にわたる時期を、ひとくくりにして語ってよいのかという問題もここには存している。

以上の点からすれば、村上の「国家神道」論の批判的継承を試みている島蘭進が「神道と神社は同一ではない」と述べ、「国家神道論が混迷している大きな理由の一つ」として「村上だけではなく、かなりの数の神道学者、歴史学者、法学者などに共有」されている「近代法制度上の存在にすぎない「神社神道」を基体として国家神道を捉えようとする見方」を挙げていること、および「村上重良の国家神道論は、天皇の神格化が進んだ戦時中の国家神道をモデルとし、しばしばそれをもっと早い時期にまであてはめてしまっている」と批判することには、十分な正当性があるように思われる。島蘭が前者の点について、キリスト教における「教会や教派のような、自発的信仰者からなる（と

理解された)「宗教組織」を前提にした宗教概念や認識方法を神道にあてはめた場合には、「用語法と現実とのギャップはなほだいたいものになる」という理由を挙げていることは首肯出来るものである⁽¹⁶⁾。

一方、島薮は「国家神道と信教の自由、思想・良心の自由の間にはせめぎあいがあり、国家神道が信教の自由、思想・良心の自由を脅かす事態が度々生じた」と述べ⁽¹⁷⁾、この点については一般的に精神的自由に対する抑圧性(や対外的侵略性)と関係づけて「国家神道」を語ってきた従来の研究と同一の立場に立つ。

ここで、島薮の議論にとつて一つの難問が生じることになる。つまり、主語・主体としての「国家神道」という問題である⁽¹⁸⁾。村上の主張のように、キリスト教的なイメージによって想定された神道的宗教組織が宗教弾圧の主体になったという語り方には、現実とのギャップはさておき、文法的違和感は存在しない。宗教組織は他宗教弾圧の主語・主体たり得るからである。島薮は「神社神道」を基体とする「国家神道」観を排して、皇室祭祀と神社神道と国体論の三要素の結合を「国家神道」の中心的要素と位置付けるが、こうした諸要素の複合を「国家神道」とした場合、「国家神道」を「宗教弾圧」の主語・主体にすることが困難になってくる。例えば皇室祭祀が宗教弾圧を行うという

語り方には、一定以上の違和感があるろう。こうした用法における「国家神道」は、主語・主体というより、むしろ信教自由制限の背景やそれに用いられる文化資源として考えたほうがよいように思われる⁽¹⁹⁾。

少なくとも、憲法論の観点から言えば、信教の自由が憲法上保障された自由権である以上、私人間効力の問題を措くとすれば、論理必然的にその「抑圧」「弾圧」の主体は国家機関であることになる。従つて論点は、主として、宗教制度、公教育関連、および警察・検察等による取締・規制関連に帰着するであろう。

以上を確認したうえで、あらためて特高警察と「宗教弾圧」と「国家神道」の関係について考えていきたい。

二、「非常時」以前の特高警察

まず、特高警察の成立とその基本的性格について概観する。特別高等警察は、明治四十三(一九一〇)年の大逆事件を契機に、明治四十四(一九一一年)、警視庁が庶務細目を改正し、高等課から特別高等課を分離させたことによつて誕生した。特高警察はもっぱら社会運動への対処を管轄する警察部局として発足している⁽²⁰⁾。特高警察は社会運動一般をすべて取締の対象としたわけではなく、「過激な社会運動」、すなわち破壊活動等の非合法活動を伴う社会

運動を取締対象としていた。⁽²¹⁾

特高警察の母体となった高等警察は、帝国議会開設後、選挙運動の不正行為の取締をその任務の一つとしたが、「政権の交代」ことに警保局長から警察部長まで更迭が繰返され、警察の政党化の弊害⁽²²⁾を生んだ。こうした問題への反省を踏まえ、特別高等警察は設立時より、時の政権の利害に基づいて活動することを厳に戒められていた。⁽²³⁾ いわゆる全体主義・共産主義国家における「秘密警察」一般とは異なり、代議制民主主義を前提にした政党間による政権交代の存在が前提とされ、時の政府・特定の政党及び（民主制の維持という意味を超える）特定の政治思想に加担しない「国家の警察」（≠「政府の警察」）として特高警察は設立されている。

特高警察は、設立当初（から昭和十年頃までの期間）において、⁽²⁴⁾代議制民主主義を前提としていたことになる。⁽²⁵⁾ 戦前における代議制民主主義（政体）は帝国憲法によって保障され、帝国憲法体制は「万世一系」の天皇による統治権の総攬（国体）を規定する立憲君主体制であったため、特高警察は、立憲君主制＋議院制＋私有財産制の複合を基礎とする「体制」を守っていたともいえる。議院制・資本主義経済・個人の自由を否定する独裁体制を企図するといふ同一の理由によって、共産主義運動同様、国家社会主義

（ファシズム）運動も特高による取締対象とされていた。

荻野は、ナチスという一政党の党内警察を起源とするゲシュタポと、政府の警察ではなく国家の警察として誕生した特高警察の差異を主張する議論に対し、「都合のよいところだけをつまみ食いし、本質から目をそむけた論」として批判するが、⁽²⁶⁾かなり説得力に欠ける批判のように思われる。いわゆる「秘密警察」一般に共通する抑圧性を否定するわけではないが、すでに述べたように自由と安全保障の矛盾と相互補完という難問を忘れてはならない。ゲシュタポや旧ソビエトのGPUのような一党独裁を前提にした「秘密警察」と比較すれば、少なくとも戦時体制以前の特高警察は一党独裁や「全体主義」に対するスタンスが真逆であることは明らかである。⁽²⁷⁾ 防諜・対テロ組織として性格や機能からいえばゲシュタポやGPUよりも、イギリスの内務省保安局（SS）やアメリカの司法省連邦捜査局（FBI）と性格が近いともいえるよう。

そして特別高等警察活動に関する概説書である諸「特高教本」⁽²⁸⁾を見る限り、昭和十年頃までの特別高等警察に、村上のいう意味における神社神道的「国家神道」要素は皆無であり、また島菌のいう意味における皇室祭祀、国体論的「国家神道」要素もみられない。⁽²⁹⁾

特高警察において「建国精神」「日本精神」「天皇中心国

家」などの「国体」的要素が見られるようになるのは、昭和九年より新官僚運動と関連して警察精神作興運動が展開されたことに始まるものである。³⁰⁾警察精神作興運動の背景としては、昭和六年の満州事変、昭和八年の国際連盟脱退、翌年のワシントン軍縮条約からの離脱という対外的緊張において、国内で「非常時」の掛け声が氾濫するという全体状況があり、警察関連で言えば、昭和七年五月の五・一五事件発生に伴う国家主義運動による警察批判や、翌年六月のゴーストップ事件における軍と警察の対立に際し「陛下の軍隊」に対応する「陛下の警察」という用語が用いられるようになるという状況が挙げられる。準戦時下という国家の対外的国内的緊張状況を独立変数とし、従属変数として「国体」的要素が強調されるといふ関係がここに見られる。

三、「非常時」以降の特別高等警察

過激な社会運動に対する取締を目的としていた特別高等警察が宗教運動取締の任に当たるようになったのは、全体主義的右翼ファシズム運動として取締られた昭和十年の「第二次大本事件」以降のことである。「第二次大本事件」に関わった内務官僚永野若松は、戦後における聞き取り調査において、同事件と村上の言う意味における「国家神

道」(神社界)との関係性を明確に否定している。

○永野 (略) これは相川(勝六・内務省警保局保安課長)さんが言い出したのです。(略)

○伊藤 相川さんはそういう神職の人とは密接な関係があるわけなのですか。

○永野 どうですかね。自分ひとり神様を信じているのでしょうか。神社局あたりに勤務された事もないと思いますが、宮内省には居られたことがありますよ。宮内省の事務官しておられたことがあるのです。人並以上皇室中心主義、天皇崇拜忠君愛国の念のお強い人で毎日、衣装を付けて神様を拝まれるお方があります。

○宮地 内務省だと国家神道的な色彩がますます強くなるということではなかったのですか。

○永野 私は、そういうことは何にも考えなかったのです。治安維持法の条文ばかりみておりました。

(中略)

○伊藤 この(大本検査)問題で国家神道の人たちは何かするということではなかったのですか。

○永野 何処からも何も言ってきませんでした。³¹⁾

永野は明治三十一年に小倉に生まれ、第五高等学校から東京帝国大学工学部電気工学科に入学という理科畑を進ん

だ後、法学部政治学科に編入するというユニークな経歴を有し、「第二次大本事件」や「企画院事件」に関わり、長崎県知事として原爆被爆を経験した内務官僚である。永野は、当時、「宗教警察」論として特別高等警察による宗教取締の論理を取りまとめられている。永野による「宗教警察に就て」(『警察協会雑誌』「大本事件特輯」第四三四号、昭和十一年七月)は、以下のように「科学合理主義に基づく神秘的宗教圧迫」⁽³²⁾の論理を基底としている。

蓋し全国に無慮数百を算する類似宗教の中には其の教義に於て、其の活動に於て固より既成宗教以上に真摯であつて、其の健全なる發展が望まるゝが如きものがあることは勿論であるが、之と同時に一面に於て所謂インチキ宗教なる流行語をすら生みたる位、社会上幾多の弊害を流しつゝ、ある淫祠邪教に属するものが、滔々洪水の如くに跋扈跳梁を恣にしつゝ、あるの状況であつて、治安上断じて許す能はざるものがあるからである。即ち其等の中には殆んど健全なる精神状態を存するや否やを疑ふべき、常時的神経衰弱症若は神経耗弱症の状態にある人々の集団としか受取れない、全くの荒唐無稽の迷信信奉団体であるか、然らざれば宗教を以て一つの生活手段、営利行為として之を営んで居るに過ぎない、謂はゞ全くの宗教営業団体としか目さ

れないものが無数にあるのである。斯くて之等の邪教は、或は紊りに除病壊災等の迷信を流布して人心を誑惑し、或は信者大衆よりの財物搾取に汲々として、各種の陰險悪辣なる方法に依り不当の喜捨献金を強要し、或は信仰療法等と称して、如何はしき方法に依り、甚しく医療妨害の行為をなして国民保険に重大なる傷害を招来し、更に或は紊に荒唐無稽の神話的説話を捏造流布し、国史古典の紛淆を来して、国民の神話若くは国史に対する正しき信仰を破壊せしめ、甚だしきに至つては不敬の言辞を弄して国体の尊嚴を冒瀆するが如きものすら尠なしとせざるの实情である。斯かる淫祠邪教の蔓延は、啻に国民生活の平安と幸福とを破壊するのみならず、健全なる国民精神を弛緩退廃せしむること甚大であつて、治安上断じて之を放任するを得ないのである。⁽³³⁾

「新官僚」や「新々官僚」と呼ばれる官僚層も生み出した当時のエリート内務官僚に共通する「科学性」がここで主旋律であるといえよう。一方、上記引用文後半には神話・国史・国体の尊嚴に関連する記述も見ることができ、神話・国史・国体の尊嚴とは、「天壤無窮の国体」「万世一系」「祭政一致」といった日本書紀を基幹とする「国体イデオロギー」⁽³⁴⁾に関わるものであると考えられる。一方、こ

ここでは「天皇統治」の正当性根拠に対する紊乱こそが主題であり、神話・国史的要素はそれに関わる付随的要素である点には留意が必要のように思われる。

特高警察の宗教取締と「国体イデオロギー」の関係は、昭和十六年三月の治安維持法改正により「国体ヲ否定シ又ハ神宮若ハ皇室ノ尊嚴ヲ冒瀆スベキ事項ヲ流布スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シタル者又ハ結社ノ役員其ノ他指導者タル任務ニ従事シタル者ハ無期又ハ四年以上ノ懲役ニ処シ情ヲ知りテ結社ニ加入シタル者又ハ結社ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス」(第七条)、「前条ノ目的ヲ以テ集団ヲ結成シタル者又ハ集団ヲ指導シタル者ハ無期又ハ三年以上ノ懲役ニ処シ前条ノ目的ヲ以テ集団ニ参加シタル者又ハ集団ニ関シ前条ノ目的遂行ノ為ニスル行為ヲ為シタル者ハ一年以上ノ有期懲役ニ処ス」(第八条)、「前八条ノ罪ヲ犯シムルコトヲ目的トシテ金品其ノ他ノ財産上ノ利益ヲ供与シ又ハ其ノ申込若ハ約束ヲ為シタル者ハ十年以下ノ懲役ニ処ス情ヲ知りテ供与ヲ受ケ又ハ其ノ要求若ハ約束ヲ為シタル者亦同ジ」(第九条)という、主として宗教団体の取締を企図した条文が設けられたことよって新たな展開を迎える。

改正治安維持法第七条によって検挙された「国体否定」事件は、多くの場合「国体の本義の紊乱」(天皇統治の否定)

が嫌疑の中心であり、「神宮の尊嚴冒瀆」が問義される場合も天皇統治の否定と合わせて問題にされる事件がほとんどであった。また、大半の事件の取締のきっかけは、反戦反軍言動(ないしはキリスト教系教団の場合はスパイ行為³⁵)もしくは無許可医療行為等の呪術迷信的宗教活動が当局に着目されたことによるものである³⁶。

「神宮」の尊嚴冒瀆を嫌疑の中心に検挙された事件としては、「耶穌基督之新約教会」事件(昭和十六年九月十一日検挙、有罪)、「天土御典教団」事件(昭和十八年九月十一日検挙、治安維持法違反は嫌疑不十分で不起訴)等の僅かな例が挙げられるが、「耶穌基督之新約教会」は軍刑法違反と皇室の尊嚴冒瀆、「天土御典教団」は無許可医療行為や時局に対する造言蜚語が取締のきっかけとなっている。特高警察による反戦反軍言動や時局に関する流言飛語に対する取締は、陸軍刑法(第九十九条)、海軍刑法(第一百条)、及び昭和十六年十二月の大東亜戦争(太平洋戦争)開戦直後に制定された言論出版集会結社等臨時取締法(第十七条、第十八条)によるものであるが、それら³⁷はむしろ「国家神道」と直接的な関係を有するものではない。

特高警察による宗教取締は、一般状況としての立憲君主制や、特殊状況としての戦時体制・総力戦体制を護るための取締としての性格、つまり「世俗的」性格が基調となつ

ており、神宮の尊厳冒瀆すら単体としては取締上主題化されない状況にあったと言える。昭和十三年以降から戦争末期における「特高教本」には、「国体」「皇道」などの強調がみられるようになるのも事実であるが、戦局の悪化に伴い昭和二十年には治安維持法違反の検挙者数が激減している⁽³⁹⁾。結局のところ国家の対外的国内的緊張状況を独立変数とし、従属変数として「国体」的要素が強調されるといふ関係そのものは、敗戦に至るまで一貫していたように思われる。

四、おわりに

以上の検討を踏まえてみれば、村上の定義における神社神道を基体とした「国家神道」と特高警察の宗教取締の関係を示す歴史的事実は見られないことが確認できる。特別高等警察にとつての「国体」は、こうした文脈における「君主（天皇）制国家日本」とでもいふべき意味であり、それを超えて、あえて「国家神道」と称すべき宗教（神道）特殊の意味合いはほとんど有していなかった。むしろ、ここでの「特殊神道的」ではないと言う言明は一定の留保が必要であろう。天皇はなぜ天皇なのか、という正統性の次元において確かに天皇は神道的要素と不可分だからであり、したがって「国家神道」の定義が「国家の機軸」（君主・象

徴）としての天皇の存在を焦点化してなされるならば、「君主（天皇）制国家日本」がある限り、「国家神道」は存続しつづけるという説明も成り立ちうる（「国家神道」と天皇制の同一視⁽⁴⁰⁾）。つまり、皇室祭祀と天皇崇敬の存続を以て「国家神道」の戦後における存続を指摘する島菌的な「国家神道」定義の文脈においては、特高警察は「国家神道」と関係していたと説明することも可能となる⁽⁴¹⁾。

しかし一方で従来の「国家神道」論は「国家神道」が有していたとされる精神的自由に対する抑圧性、とくに準戦時下・戦時下における抑圧性の激化こそが最大のテーマであったはずである。「国家神道」に対する批判者はその抑圧性を戦前の国家体制（大日本帝国憲法体制）に帰因させ、それと「断絶」した戦後の日本国憲法体制を擁護することが議論の前提にあった⁽⁴²⁾。それに対し「国家神道」の戦前戦後連続論は、「あの戦争」における自由の抑圧はなんだったのかというテーマを後景化し、さらに日本国憲法体制擁護論からも距離をとったことにより、いったい何を「問題」にしているのが分かりにくくなってしまったといえるのではないだろうか⁽⁴³⁾。

国家社会学者のカール・レーヴェンシュタインは「君主制は人類の有する制度の中でもっとも古く、最も恒久性のある、それゆえもっとも光栄ある制度の一つである。まさ

にそのために君主制の本質は、極めて強く感情的価値によって満たされており、その結果、君主制はしばしば形而上学、神秘的、神話的な特徴をおび、理性よりもむしろ信仰がこれを解く鍵となっている」と述べているが、「国家神道」の戦前戦後連続論は、こうした君主制の神秘性・宗教性が伴う抑圧性に対する批判（君主制批判）としては理解可能である。しかし、「あの戦争」における自由の抑圧を専ら君主制（天皇制）に帰因させることはたして妥当であるのかという疑問は残る。

集団的アイデンティティーの危機が生ずれば、集団凝集性の再確認の動きとそれに伴う抑圧性・排他性は必然的に生じる。人権や民主主義という「戦後の価値」が集団的アイデンティティーであったとしても、その動員される文化資源や抑圧性・排他性の現出形態の違いこそあれ、集団的アイデンティティーの危機が、抑圧性・排他性を高めることに変わりはない。例えば「自由と民主主義の国」である共和制国家アメリカにおいても、第一次大戦下や第二次大戦下において国家権力の肥大化や市民的自由の抑圧が生じている。⁽⁴⁵⁾

「国家神道」や特高警察によってもたらされたと言われる精神的自由の抑圧性を考える際、我々は田中悟がいうように、「（近代国民）国家とは何か」という問いをあらため

て見つめなおさなければならぬように思われる。⁽⁴⁶⁾ 長尾龍一は、「いかなる社会集団も、その集団のアイデンティティーを確保するための信条・信仰を有し、成員のそれへの信従を確保しようとする。このようなものを欠き、完全に「開かれた」人群は、集団とは呼べないであろう。明治国家において、このような信条・信仰は「国体」とよばれた」と述べる。⁽⁴⁷⁾ 週ればアリストテレスが人間は本性上ポリスの動物であると喝破したように、社会集団の存在という前提を欠いて、我々が一般的にイメージする意味においての「人間」は存在しえない。他方社会集団の「信条・信仰」が個々の人間にとって抑圧的ものとなる契機は常に存在する。この意味において、古今東西のあらゆる社会集団は抑圧的で「不自由」なものである。そして、内外の国家以外のあらゆる存在の優越性否定を前提する主権国家（近代国民国家）はあらゆる社会集団を超越した強力な権力性とそれに伴う抑圧性を「万人の万人に対する闘争」（T・ホブズ）を回避するために保持している。リヴァイアサンたる国家の抑圧性と権力性は警戒すべき存在であるが、「安全保障」と「自由」の矛盾性と相互補完性というアポリアから目をそむけ、主権国家の存在意義を否定するのであれば、行き着く結論はアナキズムになってしまうのではないだろうか。

- (1) 荻野富士夫『特高警察』岩波新書、二〇一二年、五八一—六〇頁。
- (2) 同前二—三頁。
- (3) 中澤俊輔『治安維持法』中公新書、二〇一二年、二—三六頁。
- (4) 小島伸之「自由権・民主制と特別高等警察——『特高教本』を題材として——」『宗教法』第29号、二〇一〇年参照。
- (5) ティム・ワナー「『FBI秘録上巻』文藝春秋、二〇一四年、九頁。
- (6) 新田均『現人神』『国家神道』という幻想「絶対神」を呼び出したのは誰か』神社新報社、二〇一四年、二—二頁参照。
- (7) 「津地鎮祭事件」最高裁判決（最大判昭和五十二年七月十三日民集31卷4号五三三頁）。
- (8) 「砂川政教分離訴訟空知太神社事件」最高裁判決（最大判平成二十二年一月二十日民集64卷1号一頁）。
- (9) 長谷部恭男『憲法第3版』新世社、二〇〇四年、一九八頁。
- (10) 辻村みよ子『憲法第二版』日本評論社、二〇〇四年、二—二〇頁。
- (11) 村上重良『国家神道』岩波新書、一九七〇年、一—六頁。
- (12) 阪本是丸『近代の神社神道』弘文堂、二〇〇五年、一—三九頁。
- (13) 島蘭進『国家神道と日本人』岩波新書、二〇一〇年、三—三頁。
- (14) 同前七三頁。
- (15) 同前六七頁。
- (16) 同前八一頁。
- (17) 同前四一頁。
- (18) 国家神道が「主語」として用いられるようになった経緯について、菅浩二は、「国家神道」は、「神道指令」の標的対象 (object) から研究者の研究対象 (object) になり、ここで研究者の主題 (subject) となつたところから更に歴史記述の主語 (subject)、そして歴史を動かした主体 (subject) へと、即ち研究者の視点の介在によつて object から subject へ転換せしめられて来たのである」と述べている（菅浩二「国家神道」論と「ファシズム」論について——方法的試みのために——）『科学研究費報告書』「近代日本の宗教とナショナリズム——国家神道論を軸にした学際的総合検討の試み——」（研究課題番号：二三五二〇〇七九、二〇一四年、二—八頁）。
- (19) 藤田大誠は、「果たして神社・神道は、「国家」（もしくは政府、官僚機構、地域社会など）に動員されるべき〈文化資源〉に留まらず、明確な〈主体〉たり得たのだろうか」と問うている（藤田大誠「国家神道」はいかに論じられるべきか——島蘭進著『国家神道と日本人』を読む——）『前掲科学研究費報告書』「近代日本の宗教とナショナリズム」二—二二頁）。
- (20) そもそも高等警察とは、政治に関連する結社、集会、新聞雑誌図画およびその他の出版に関わる事柄を管轄する警察概念であり、民権運動の激化を背景にし、明治十九（一八八六）年の警視庁官制改正において初めて「高等

警察」の語が用いられ、明治二十一年（一八八八）年に、大阪府警に初めて「高等警察課」が設置されている。荻野前掲『特高警察』九一—一〇頁。

(21) 小島前掲七八—八八頁参照。

(22) 荻野富士夫『増補特高警察体制史』せきた書房、一九八八年、二一九頁。

(23) 特別高等警察を総じて批判的に評価する荻野富士夫も、この点については、特高警察が高等警察の「二の舞を踏むことを自戒し、政党政派から超絶して「国家の警察官」「陛下の警察官」という姿勢を貫き続け」たことを認めている。同前一五頁。

(24) 小島前掲九一頁参照。

(25) 代議制民主主義（民主制）は、所謂「政体」にあたる。治安維持法は、その制定過程で「政体」の変革を目的とする結社を取締対象から除外した。一方、特高警察は刑法第78条の内乱罪を根拠に、「政体」変革も取締対象としていた。この点について、同前八七頁参照。

(26) 荻野前掲『特高警察』一九九頁。

(27) 小島前掲八一—八八頁参照。

(28) 特高警察は警察の一部局・一作用であり、採用も特別な枠に依っていたわけではない。したがって警察内の他部局からの人事移動を前提に、一般警察官向けに多くの特高警察「教本」が出版されていた。この点について、伊藤隆（「解説」）治安維持法・特高警察・日本共産党「宮下弘『特高の回想』」田端書店、一九七八年、三〇六頁参照。

(29) 小島前掲九一—九四頁参照。

(30) 荻野前掲『増補特高警察体制史』二八六—二八七頁。

(31) 内政史研究会「永野若松氏談話速記録」内政史研究資料第八六、八七集、内政史研究会、一九七〇年、三五—三七頁。

(32) 葦津珍彦『新版国家神道とは何だったのか』神社新報社、二〇〇六年、一三三頁。

(33) 永野若松「宗教警察に就て」『警察協会雑誌』（財）警察協会、一九三六年、一五頁。

(34) 阪本是丸「日本ファシズム」と神社・神道に関する素描『國學院大學研究開発推進センター研究紀要』第6号、二〇一二年、二〇頁。

(35) 中澤前掲一九〇頁。

(36) この点に関する改正治安維持法によるキリスト教会取締について、佐々木敏二「治安維持法改悪とキリスト教会—国体否定と神宮・皇室の尊厳冒瀆—」『キリスト社会問題研究』第10号、一九六六年、参照。

(37) 永野は、言論出版集會結社臨時取締法について以下の様に述べている。「○（略）これは元々上のほうから話があつて、法制局にその案ができて、その法制局の案をわれわれのところへ廻してきたものなのです。初めわれわれの方ではそんな法律はいらない。いまの規則で十分取締まれるからといって提案に反対したのですけれども法制局は仲々腰が強くこの国でも戦争になったら必ずそういう取締法を特別につくるものなのだ、作つてなかつたら必ず戦争の中途から、そういう事柄が喧しくなつて規則を作つておけばよかつたということになるからと言ふものだから提案に賛成した訳でした。（略）議

会では大した反対意見もなく楽に通ったのでありますけれど、ずっと後になって考えて見ると此の法律は戦争の勝つてゐる時はよかつたけれど敗戦状態になつたとき憲兵に依つて乱用せられて非常に国民に迷惑を掛けたのではないかと思つて居ます。(略)終戦後になつて、よく戦争中の特高警察のやり方が横暴であつたと言つて、いろいろ悪口を言われるのでありますけれどよく聞いて見ると其の大部分は憲兵隊の特高と間違えられて居るのであります。憲兵の特高の不評を、みんな警察の方で引つ被せられて居るのであります。我々の方の仕事は一般大衆とは関係ないのであつて治安維持法に基つて共産党乃至共産党を支援する者を検挙するという左翼の取締と、所謂不穏事件やテロ事件防止の爲の右翼運動の取締に浮身をやつして居る訳で一般人民には用はないのであります。従つて特高警察が如何にも人民を、虐げたようなことを終戦後になつて言われることは甚だ心外に思つて居る次第であります。(内政史研究会前掲七四―七五頁)。

(38)

小島前掲九一―九四頁。

(39)

中澤前掲一九八頁。

(40)

磯前順一『近代日本の宗教言説とその系譜―宗教・国家・神道―』岩波書店、二〇〇三年、九八頁。

(41)

島蘭前掲四―五頁、一八五頁。

(42)

荻野富士夫は、島蘭と同様な論法により、すなわち公安警察や破壊活動防止法の存在を以て特高警察や治安維持法の「復活」を指摘するが、日本国憲法がそれらに対する歯止めとなつていと主張する点では島蘭とは異なる立場に立つ(荻野前掲『特高警察』二二一―二三三頁)。

(43)

島蘭と子安宣邦がインターネット上で展開したいわゆる「ちきゅう座論争」は、このような観点から見ると理解しやすいように思われる。また、関連して、昆野伸幸は村上重良の『国家神道』を、「あの戦争」へと帰結した日本の近代に対する「村上重良の「痛恨とも憤怒とも言」いう強烈な思いに駆り立てられて書かれた問題指摘著作」と評している(昆野伸幸「村上重良『国家神道』」『日本史研究』第616号、二〇二三年、五六頁)。

(44)

カール・レーヴェンシュタイン(秋元律郎・神島二郎訳)『君主制』(みすず書房、一九五七年)一九頁。

(45)

今津晃『第一次大戦下のアメリカ―市民的自由の危機―』柳原書店、一九八一年。上杉忍『第二次大戦下の「アメリカ民主主義」』、講談社選書メチエ、二〇〇〇年。和泉真澄『日系アメリカ人強制収容と緊急拘禁法』明石書店、二〇〇九年。等参照。

(46)

田中悟「関係論としての「国家神道」論」『宗教研究』83(1)号、一五七頁。

(47)

長尾龍一『日本憲法思想史』講談社学術文庫、一九九六年、一〇頁。

付記：本稿は、JSPS科研費二三五二〇〇七九の助成を受けた研究成果の一部であり、また、明治聖徳記念学会(平成二六年三月一五日、明治神宮社務所講堂)における報告「『国家神道』と特別高等警察」を基に、大幅な改稿を加えたものである。

(上越教育大学大学院准教授)